

雪国長岡での再エネ導入促進補助金申請受付等支援業務委託 仕様書

1 委託名

雪国長岡での再エネ導入促進補助金申請受付等支援業務委託

2 目的

本業務は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、個人や事業者における太陽光発電設備等の再エネ導入のための補助金を効率的かつ円滑に交付（間接補助）するものである。

3 適用

本仕様書は、本業務の実施に関して必要な事項を長岡市（以下「甲」という。）が定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるものとする。本仕様書に定めるもの以外においては、甲、乙が協議の上、実施するものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

市では、令和6年6月1日より、本補助事業（「雪国長岡での再エネ導入促進補助金」の名称を使用）の申請受付を開始する。

このため、本業務の受託者は、申請書類の審査及び個人・事業者（以下「申請者等」という。）との問い合わせ対応からの業務開始を想定している。

（1）申請書類、実績報告書等の審査

- ・市の募集に対して申請者等から提出された交付申請書について、交付要綱に基づき審査を行う。
- ・市の交付決定手続き後、交付決定通知を交付決定者に送付する。
- ・交付決定者より提出される実績報告書について、交付要綱に基づき、受理、審査を行う。
- ・交付要綱に基づき申請者等より提出された交付申請書等の書類一式について、本事業終了後、記載された情報を帳簿により整理したうえで、書類の原本と帳簿を市へ移管する。

(3) その他

- ・市の代理として業務にあたる意識を持ち、申請者等との会話やメールでのやり取りなどについて、丁寧な対応に留意すること。
- ・環境省交付要綱「別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）」及び本市補助事業の要件についてよく理解したうえで、申請者等からの問い合わせや申請手続きについて対応・支援を行うこと。
- ・想定質問・回答（QA）を作成し、申請者等が確認できるようにすること。また、業務を進める過程で得た情報を「よくある質問」としてQAに反映し、情最新情報の提供に努めること。
- ・申請者等との問い合わせ対応は、令和7年2月末日までとする。

6 委託料

委託料には、本委託業務実施のための人件費、物品・資材の調達費用、メールや電話等の回線通信費等など本委託業務の実施に必要な全ての費用を含む。

7 報告書作成

本事業終了後、報告書を作成し、県に提出する。

- ・報告書 1部
- ・上記報告書の電子データ（CD-R） 1部
- ・交付要綱に基づき提出された書類一式の原本及び帳簿 1部

8 守秘義務

受託者は、本市が指示又は承知した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

9 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、市に帰属するものとし、委託者は著作者人格権を行使しないものとする。

10 協議録

乙は、本業務に関係する打合せ及び協議の都度、その内容に関する打合せ記録（協議録）を作成し、経過を明確にし、甲に提出することとする。

11 その他

この仕様書に規定のない事項及び既に決定している事項の変更については、本市と協議のうえ、決定する。

【別表1】補助対象設備、補助率、補助上限額及び交付件数（予定）

	補助メニュー	補助額	件数
①	太陽光発電設備（個人用自家消費型）	1 kWにつき7万円 （補助上限額35万円（5kW相当分））	55
①-2	太陽光発電設備（事業者用自家消費型）	1 kWにつき5万円 （補助上限額100万円（20kW相当分））	5
②	蓄電池（個人用設置）	対象システムの購入・設置に要する費用（消費税を含まない）の3分の1の額（上限額56万4千円。14万1千円/kWh未満に機器に限る）	24
③	ZEH	一律55万円	10
④	ZEH+	一律100万円	4

- ・各対象機器には補助要件があるため、国の交付要綱を確認すること。
- ・②の申請を行う場合は、①とセットとなる。①のみの申請は可能。
- ・③もしくは④は、①②との併用可能。